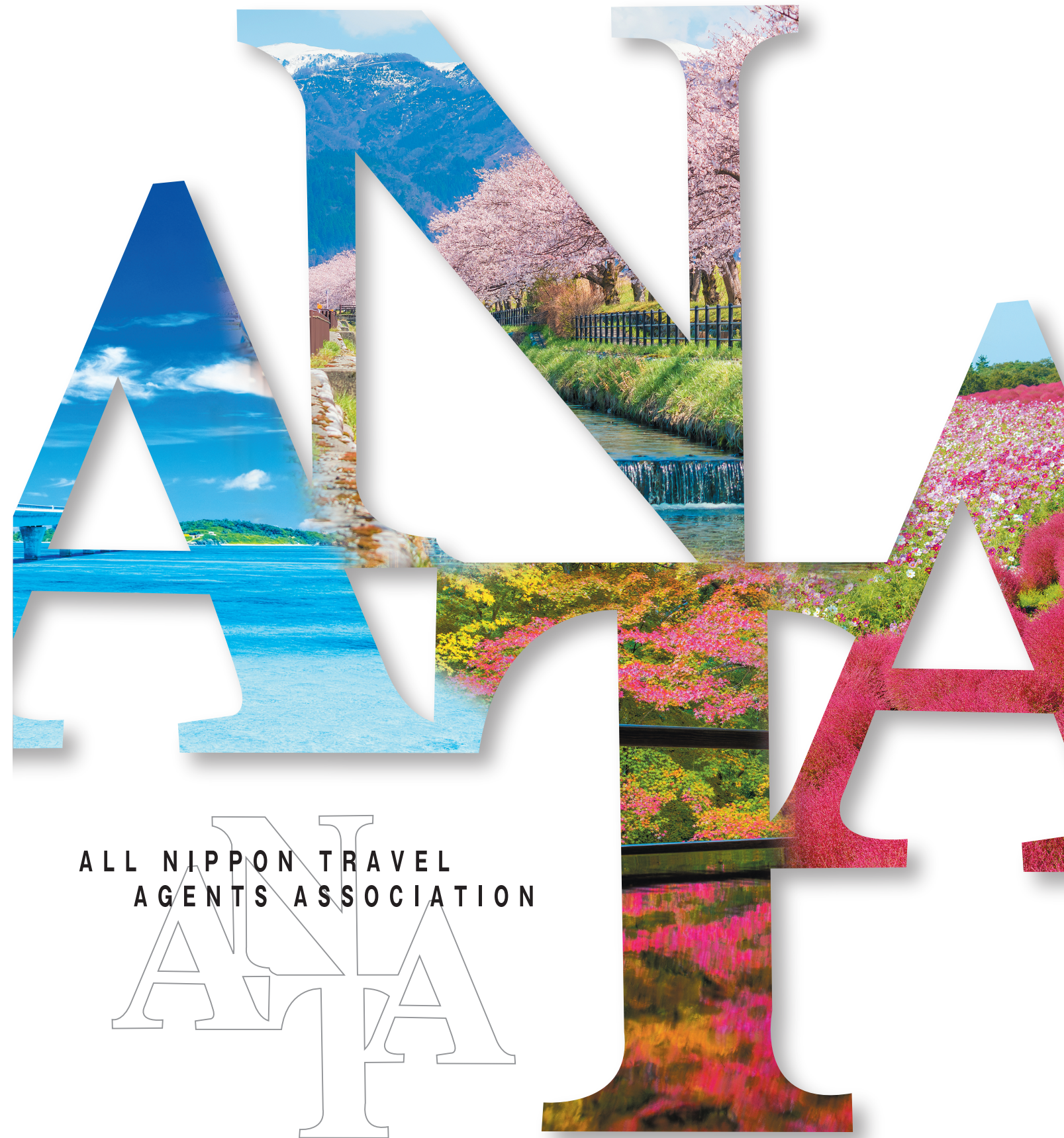




一般社団法人 **全国旅行業協会**
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

〒107-0052
東京都港区赤坂 4-2-19 赤坂シャスターストビル3階
TEL: 03-6277-8310 (代表)
FAX: 03-6277-8331
URL: <https://www.anta.or.jp/>



一般社団法人 **全国旅行業協会**
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION



一般社団法人 全国旅行業協会

ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

一般社団法人 全国旅行業協会(ANTA)は、
約5,400社の旅行業者で組織された団体で、
旅行業法に基づく観光庁長官の指定協会となっております。

安全で快適な旅行環境づくりを通じて旅行者の利便を高めるため、
指定協会としての法定業務と一般業務に関する事業を行っています。

当協会の会員は、正会員(旅行業者)、協力会員(旅行サービス手配業者)

及び賛助会員(本会の目的に賛同する者)です。

正会員とは、旅行業法第48条に規定する保証社員であり、

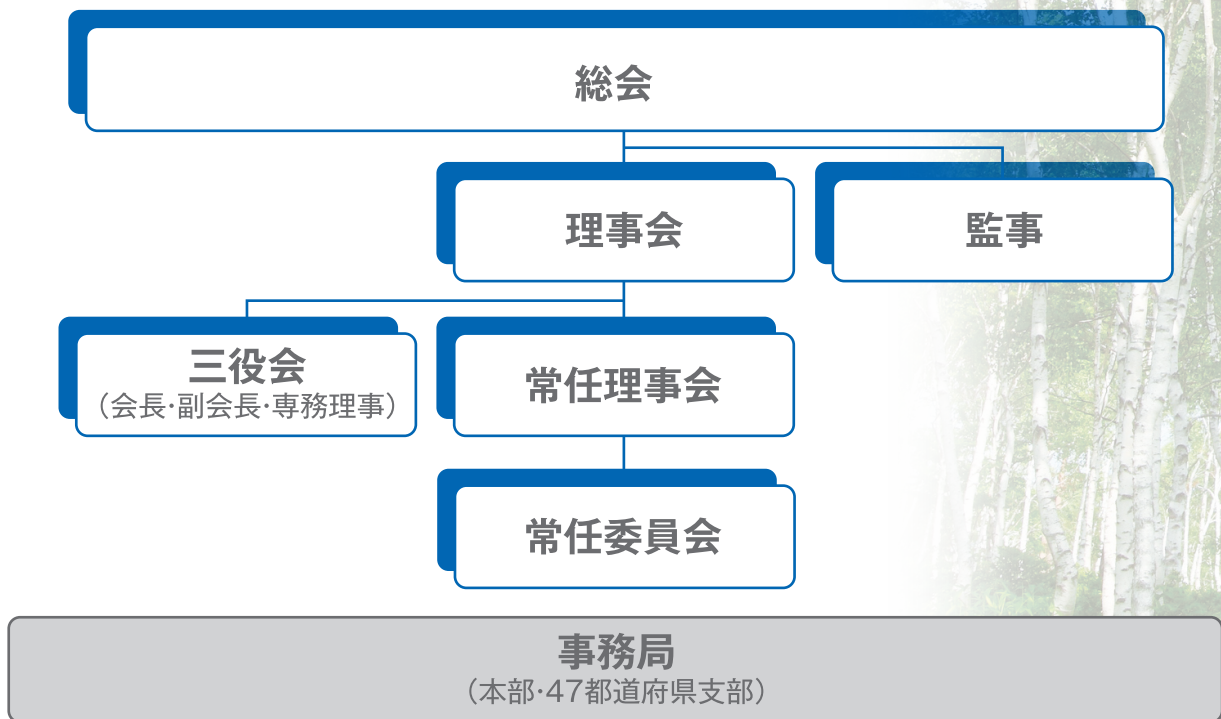
旅行業法及び当協会弁済業務規約に定められた

弁済業務保証金分担金を納入した者を指します。

組 織

当協会は、本部と全国47都道府県の協会支部との連携により、
旅行者へのサービス向上、会員の資質向上、経営基盤の強化など、
旅行を通じて社会に貢献する活動を展開しています。

ANTAの組織図



沿 革

昭和31年2月23日	全国の邦人旅行あっ旋業者(国内旅行業者)により、各都道府県の協会を構成単位とした任意団体「全国旅行業団体連合会」(略称「全旅団連」)が発足。事務所を東京に置く(会員約800社)。創立総会を下谷公会堂で開催。	平成7年6月15日	組織の合理化、効率化を図るため、「福祉厚生委員会」と「組織委員会」を統合し、「総務委員会」を設置。
昭和40年2月23日	旅行業者の業務の適正化を図り、社会的信頼に應えるため、全国組織化と旅行業者の質的向上を目標に、全旅団連は「全国旅行業協会」(任意団体)として発足。設立総会を神田一ツ橋の共立講堂で開催。(会員約1,400社)	平成11年6月17日	第35回通常総会において、理事の半数を旅行業者以外の学識者から選出し、理事38名の新体制がスタート。
昭和41年2月22日	社団法人全国旅行業協会として設立許可を受ける。	平成11年10月1日	全旅協bond保証制度が発足。
昭和44年8月	事務所を新宿区から、千代田区内幸町に移転。	平成12年5月20日	「日中文化観光交流使節団2000」において約5,500人の観光団が訪中。当協会から約600人の会員等が参加。
昭和46年5月10日	「旅行あっ旋業法」が改正され、「旅行業法」が同年11月10日に施行される。	平成13年1月6日	中央省庁の再編に伴い、国土交通省が発足。
昭和47年1月10日	事務所を千代田区有楽町に移転。	平成13年7月1日	インターネットによる旅行商品流通システム「ANTA-NET」の運用を開始。
昭和47年2月15日	46都道府県支部による全国組織化(沖縄を除く)を達成。(会員数約2,800社)。	平成14年9月1日	(株)全旅と(株)全旅協クーポン会連盟が合併し、協業化事業の中核を担う新会社の(株)全旅が設立。
昭和47年4月5日	旅行業法に基づき、運輸大臣から指定協会として指定を受ける。	平成14年9月22日	日中国交正常化30周年記念事業「日中友好文化観光交流使節団」約13,000人が訪中。当協会から約2,000人の会員等が参加。
昭和47年5月11日	「苦情処理委員会」、「弁済業務委員会」、「試験・研修委員会」の3常任委員会を設置。法定業務の実施にあたる。	平成15年7月17日	「情報化推進特別委員会」を解消し、新たに「協業化・情報化推進委員会」を設置。
昭和47年6月29日	「福祉厚生委員会」、「財務委員会」の2常任委員会を設置。さらに、全国を11のブロックに分けて「地方協議会」を設置。	平成15年12月1日	「第1回国内観光活性化フォーラム」を大分県別府市で開催。
昭和47年8月1日	旅行業法に基づく弁済業務を開始。	平成19年1月1日	「観光立国推進基本法」施行。また同法に基づく「観光立国推進基本計画」が19年6月29日に閣議決定される。
昭和47年8月2日	旅行業法に基づく国内旅行業務取扱主任者の指定講習機関及び国家試験事務代行機関の指定を受ける。	平成19年9月29日	日中国交正常化35周年記念事業として中国・ハルビン市を訪問。当協会の訪中団約300人が参加。
昭和48年1月17日	「業務委員会」を常任委員会として設置。	平成20年10月1日	国土交通省の外局として、観光庁が設置される。これに伴い、当協会は同庁の所管となる。
昭和48年4月1日	「全旅協共済保険制度」を実施。	平成20年12月1日	公益法人制度改革に伴い新法人移行まで特例民法法人となる。
昭和48年4月19日	全旅協の保険取扱代理店として「(株)全旅」を設立。	平成23年9月26日	東日本復興支援会議を開催し、「東日本大震災からの観光復興支援に関する決議」を採択。
昭和48年5月1日	「全旅協旅行傷害保険制度」を実施。	平成24年8月28日	日中国交正常化40周年記念事業として「弘法大師・空海を偲ぶ日中交流使節団」が中国・西安市を訪問。当協会から約500人の会員等が参加。
昭和49年1月31日	沖縄の本土復帰に伴い沖縄県支部を結成。(47都道府県支部となる)	平成25年2月4日	(株)全旅が保険部門を分社化。(株)旅行ビジネスサポートを設立。
昭和49年2月23日	創立10周年記念大会を京都の国立京都国際会館で開催。	平成25年3月28日	内閣府より一般社団法人移行処分書(認可書)が交付される。
昭和49年3月28日	「法制委員会」を特別委員会として設置。	平成25年4月1日	公益法人制度改革により「一般社団法人 全国旅行業協会」としてスタート。地方協議会を地方支部長連絡会に改称。
昭和50年10月1日	「全旅協所得補償保険制度」を実施。	平成27年2月14日	日韓国交正常化50周年記念事業として、「日韓観光交流拡大会議inソウル」を開催。当協会から約1,400人の会員等が参加。
昭和51年8月1日	「全旅協クーポン制度」の実施にあたり、「全旅協クーポン会」を設立。	平成27年5月23日	日中間での観光分野での交流拡大を目的として、「日中観光交流の夕べ」を中国・北京市で開催。日中観光文化交流団として約3,200名が訪中。
昭和54年3月31日	事務所を中央区日本橋浜町に移転。	平成28年6月29日	創立50周年記念式典を都市センターホテルで開催。
昭和54年6月7日	創立15周年記念総会を上野タカラホテルで開催。	平成29年10月10日	事務所を港区赤坂に移転。
昭和58年7月29日	旅行業法の改正に伴い、「指導業務委員会」、「調査・広報委員会」の2常任委員会を設置。組織運営に関する問題等を検討するため、「法制委員会」を「組織委員会」に改称。	平成30年1月4日	改正旅行業法の施行に伴い、旅行サービス手配業の創設に伴う協力会員制度を創設。
昭和58年10月26日	旅行業法に基づく「旅程管理業務に関する研修」の実施機関として指定を受ける。	令和2年4月7日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、全国7都府県を対象に国内初の「緊急事態宣言」が発令。
昭和58年11月1日	「全旅協旅行災害補償制度」を実施。	令和2年7月22日	国による旅行需要喚起策「Go To トラベル事業」が開始され、当協会が参画する「ツーリズム産業共同提案体」に運営事務局を委託。
昭和60年6月12日	創立20周年記念祝賀会を東京会館本館で開催。		
平成5年7月10日	事務所を港区虎ノ門に移転。		
平成6年4月1日	信越と北陸の両協議会を統合。全国10ブロックの地方協議会に。		
平成7年6月15日	創立30周年記念式典を東京プリンスホテルで開催。また、30周年を記念しシンボルマークを制定。		

協会の事業

法定業務に関する事業

ANTAの法定業務は、旅行業法に基づく観光庁長官の指定協会として、各種事業を実施しております。



苦情相談事業

苦情相談業務は、旅行者等が取り扱った旅行に対し、旅行者（消費者）や関係取引先から苦情が寄せられた場合に、必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、その旅行者等に対して迅速な解決を求めるものです。当協会は、全国47都道府県支部及び本部において、苦情相談に応じています。

社員指導事業

社員指導事業は、旅行業務の適切な運営を確保するため、会員をはじめ旅行者等及び旅行サービス手配業者に対する指導を行うものです。具体的には、旅行業法等の法令遵守、標準旅行業約款・通達等の周知徹底、会員の広告表示の適正化、旅行業公正競争規約の指導及び遵守、旅行業務取扱管理者証・旅程管理業務を行う主任者証・統一外務員証の作成と携帯の奨励、会員による国内・海外旅行の安全対策の充実、政府機関等が発出する海外安全情報、感染症、検疫等の安全・衛生情報の周知徹底など、幅広い分野で様々な活動を行っています。



弁済事業

弁済事業は、旅行者（消費者）保護の観点から、当協会の正会員旅行者（保証社員）が取り扱った旅行者との旅行取引において、万一旅行者の倒産等で債務が発生し、支払う能力がない場合に、当協会が旅行者に代わって法定限度額の範囲内で債務の弁済を行うものです。



試験・研修事業

研修事業は、旅行業務及び旅行サービス手配業務に従事する者の資質向上、旅行内容・質の充実、旅行者へのサービス向上などを目的として、旅行業法に基づくさまざまな研修業務を行うものです。国内旅行業務取扱管理者試験のための研修、添乗員を養成する旅程管理研修、旅行業務取扱管理者定期研修など法定研修を全国各地で開催し、会員のレベルアップを図っています。また、旅行業を行う営業所に1名以上の選任が求められる旅行業務取扱管理者資格の国家試験を、観光庁の事務代行機関として、毎年度実施しています。

【ANTAが行う試験・研修事業】

研修※	①国内旅行業務取扱管理者研修	修了することで、国内旅行業務取扱管理者試験の一部科目が免除される研修
	②旅程管理研修	修了することで、主任添乗員の資格を得られる研修（その他の条件もあり）
	③旅行業務取扱管理者定期研修	旅行業営業所に選任された旅行業務取扱管理者のブラッシュアップを図る義務研修
試験	④国内旅行業務取扱管理者試験（事務代行）	観光庁の事務代行機関として実施する国家資格試験

※研修を受講するには、それぞれ一定の条件を満たす必要がある。



調査・研究・広報事業

調査・研究・広報事業は、旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する調査・研究、旅行者をはじめ内外に対する当協会の活動状況についての広報活動を行うものです。具体的には、旅行動向などの調査・研究、休暇取得の促進、ツーリズムEXPOジャパンなどの旅行促進を目的としたイベント等への参画、当協会の活動状況や全国各地の観光情報等を掲載した機関誌「ANTA NEWS」の発行を行っています。これらの活動を通じて、公正な取引の確保と旅行業の健全な発展を図っています。



協会の事業

一般業務に関する事業

一般業務は、会員の旅行業経営の増進に資する各種施策の立案・推進、業務の改善・合理化等を図るとともに、旅行需要の喚起・拡大による地域の活性化と観光産業の発展に貢献する事業を実施しております。

国内・国際の旅行需要の創出

国や都道府県、観光関連機関等が開催する大型イベントへの協力や長期連続休暇取得の推進等を通じて国内旅行の需要拡大と活性化に努めるとともに、近隣アジア諸国等との双方向の観光交流の促進や、政府が観光立国を目指して推進しているアクションプログラム等、国際旅行需要の拡大・喚起に向けた関係各国・地域との協議・事業に参画し、国際観光交流の促進に努めています。

国内観光分野においては、観光庁、関係自治体等との密接な連携のもとで、自然災害で被災した地域への「観光復興支援キャンペーン」の展開、「国内観光活性化フォーラム」の開催による国内観光の活性化、各地域の観光資源の発掘や新しい観光商品の開発による着地型旅行（地旅）の推進を図っています。また、国際観光分野においては、ASEAN諸国との友好記念事業、中国、韓国等との国際観光交流事業を積極的に展開し、日本人海外旅行と外国人訪日旅行の促進による観光立国実現に努めています。



新たな社会ニーズへの対応

SDGs、健康増進、超少子高齢社会、ノーマライゼーションなど、国民の関心が高い問題を旅行テーマとして取り扱ったエコツーリズム、ヘルスツーリズム、バリアフリー旅行をはじめ、農泊、産業観光、文化観光、ロングステイなど、従来型の観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行「テーマ別観光」について、新たな社会ニーズへの対応、地域活性化、社会貢献の観点から、その推進に取り組んでいます。

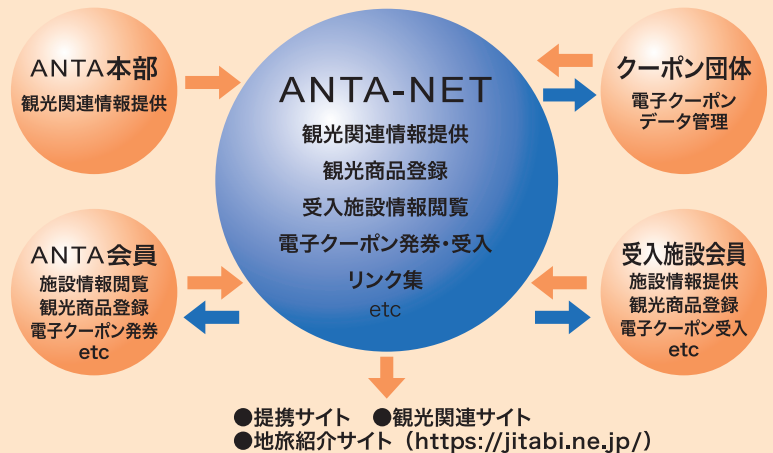


協業化・情報化の推進

当協会では、会員の協業化・情報化に資するため、①旅行素材の仕入れ、施行商品の造成・販売等を共同で行い、商品造成のローコスト化と収益性の確保、流通ルートの拡大及びネットワーク化を構築する会員間による旅行事業の協業化の推進、②着地型旅行商品造成に向けての支援、③ITを活用した会員及び旅行者への情報提供、④インターネットによる旅行商品流通システムであるANTA-NETの利便性の向上などの事業を強力に推進しております。

インターネットによる観光商品流通システム
ANTA-NET
<https://www.anta-net.com>

「ANTA-NET」は、旅行・観光商品の登録、クーポン券の発券、受入など、様々な情報やサービスの提供がインターネット上ででき、また会員同士や会員と受入施設との情報交換の場としても広く利用できる観光関連事業者を対象としたB to B サイトです。



旅行災害補償制度と事故対策

●全旅協旅行災害補償制度

全旅協旅行災害補償制度は、当協会会員を対象として、「損害保険」に「全旅協見舞金制度」をプラスした独自の補償制度です。Webサイトから簡単に加入でき、出発直前でも契約条件を変更することが可能です。（国内旅行の場合）

充実した補償内容で会員の皆様や旅行者の万一の事故の際に、種々の補償バリエーションで会員の旅プランを支えます。

◎低い掛け金で旅行者だけでなく会員への補償もあります。（旅行事故対策費用保険・特別費用見舞金・添乗員死亡見舞金など）

◎学校旅行総合保険を加えた学校型の補償制度もあります。（全旅協学校旅行総合補償制度）

●特別補償

企画旅行では、旅行業者は自らの責任が生ずる可否かを問わず、旅行業約款の規定による特別補償の義務を負います。そのため、旅行特別補償保険の加入は必須であり、旅行業法でも保険加入について言及しています。全旅協旅行災害補償制度は、旅行特別補償保険がセットされています。

●事故対策

当協会では、会員が行政庁への旅行業登録の新規・更新登録の際に策定が義務付けられている事故処理体制の指導を行うとともに、万が一の事態に備え、会員が適切かつ迅速な初動対応がとれるよう、危機管理の専門会社と連携のもと、平時からの危機管理体制の構築を支援しています。

また、全旅協災害補償制度においては、事故発生時に危機管理会社が事故対応をサポートする「重大事故支援特約」を標準セットしています。

